

西栗倉村建設工事等公表事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西栗倉村が発注する建設工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって村の行為を秘密にする必要があるものを除く。以下同じ。）及び測量業務並びに建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）にかかる発注の見通しに関する事項の公表、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表、建設工事等の予定価格の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しの公表)

第2条 村長は、毎年度4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以降遅滞無く、当該年度に発注することが見込まれる建設工事（予定価格が400万円を超えないと見込まれるものを除く。次項において同じ）にかかる次の各号に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

(1) 建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合には、契約を締結する時期）

2 村長は補正補整予算成立により、当該補正予算に係る年度に発注することが見込まれる建設工事が新たに生じたときは、前項各号に掲げる事項を公表しなければならない。

3 村長は、少なくとも毎年度10月1日を目途に当該事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を公表しなければならない。

(入札参加資格等の公表)

第3条 村長は建設工事に関する次の各号に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく当該事項を公表しなければならない。また、これを変更したときも同様とする。

(1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(2) 指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(3) 指名競争入札に参加を指名する場合の基準

(入札及び契約の内容の公表)

第4条 村長は、建設工事等に関する次の各号に掲げる事項について、当該建設工事等ごとに、契約締結後遅滞なくこれを公表しなければならない。

(1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札に参加する者に必要な資格

(2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとする者の商号又は名称（法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名。以下同じ）並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

(3) 指名競争入札を行う場合における指名した者の商号又は名称

(4) 指名競争入札を行う場合における指名した者を指名した理由（第2条第1項に掲げる建設工事に限る。）

(5) 一般競争入札及び指名競争入札における予定価格（建設工事にかかるものに限り随意契約を行った場合を除く。）

- (6) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (7) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (8) 最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由（予定価格が400万円以上の建設工事に係るものに限る。次号から第12号まで及び次項において同じ。）
- (9) 最低制限価格を設け最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みした者を落札者した場合における最低制限価格未満の価格をもって申し込みをした者の商号又は名称（建設工事に係るものに限る。）
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10の2第1項又は第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下この号において「総合評価一般競争入札」という。）を行った場合における次に掲げる事項（建設工事に係るものに限る。）

ア 総合評価一般競争入札を行った理由

イ 自治令第167条の10の2第1項の規定により価格その他の条件が村にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

ウ 自治令第167条の10の2第2項の規定により落札者となるべき者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が村にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

- (11) 次に掲げる契約の内容（建設工事に係るものに限る。）

ア 契約の相手方の商号は名称及び住所

イ 建設工事の名称、種別及び概要

ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期

エ 契約金額

- (12) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由（建設工事に係るものに限る）

2 村長は、建設工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る前項第11号イからエまでに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。

（予定価格等の公表）

第5条 村長は、一般競争入札又は指名競争入札を行う建設工事について落札者を決定した後、遅滞なく予定価格を公表するものとする。

2 村長は、最低制限価格を設定した入札にあつては最低制限価格、調査基準価格を設定して入札にあつては調査基準価格を前項に合わせて公表するものとする。

（公表の方法等）

第6条 第2条から前条までの規定による公表は、村長が建設工事等について、各関係所属長からの報告を受けた後、閲覧所を設け工事発注見通しの公表文書（様式第1号）入札結果公

表閲覧文書（様式第2号）随意契約公表閲覧文書（様式3号）その他必要な書面を閲覧に供することより行うものとする。

- 2 契約担当者は、前項の規定による他、可能な範囲においてインターネットを利用して閲覧に供することもできるものとする。

（閲覧所）

第7条 公表に係る閲覧所は、西栗倉村役場建設工事等公表事務取扱担当課において行うものとする。なお、インターネット上における閲覧は、西栗倉村ホームページにおいて行うものとする。

（閲覧期間等）

第8条 第2条の規定による公表に係る事項を閲覧に供する期間は、公表した日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 第3条、第4条及び第5条の規定による公表に係る事項を閲覧に供する期間は、閲覧所における公表にあっては公表した日の属する年度の翌年度の3月31日までとし、インターネットの利用による公表にあっては公表した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

- 3 閲覧所における閲覧時間は、前2項に定める期間中休日等を除く毎日、午前8時30分から午後5時までの勤務時間内において行うものとする。

（閲覧の禁止）

第9条 村長は、閲覧所においては、次の各号に該当する者に対して、閲覧文章の閲覧停止し、又は禁止することができる。

- （1） 閲覧文章は汚損し若しくは破損した者又はそのおそれがある者。
- （2） 他の閲覧者に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがある者。
- （3） この要領に違反した者、又は係員の指示に従わない者。

（庶務）

第10条 公表に係る庶務は、建設工事等公表事務取扱担当課において行うものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるものの他、公表に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第2号（第6条関係）

入札結果公表閲覧文書

担 当 課					
工 事 名					
工 事 場 所					
入 札 日 時				入札場所	
予 定 価 格				消費税、地方消費税	
最低制限価格 調査基準価格					
落 札 業 者 名				落札額	
入 札 業 者 名	第1回	第2回	第3回	結 果	備 考

備考 上記金額に消費税を加算した金額が法令上の申し込みに係る価格である

様式第3号（第6条関係）

随意契約公表閲覧文書

担当課	
工事名	
工事の場所	
工事の種類	
工事の概要	
予定工期	
契約金額（消費税含む）	
契約年月日	
契約相手方の商号又は名称	
所在地	
契約相手方として選定した理由	

変更契約

変更契約年月日	
変更契約後の金額（消費税含む）	
変更契約後の工期	
契約を変更した理由	